

江北町農業委員会の構成

- ◇ 公選委員（選挙による委員）9名
- ◇ 選任委員（農業協同組合が推薦する委員）1名
（農業共済組合が推薦する委員）1名
（議会が推薦する学識経験者）2名
農業委員13名中、女性委員2名



農業委員会の主な業務

農地法に関する業務

- 農地の権利移動【農地法第3条】
- 農地の転用【農地法第4条・5条】
- 農地の賃貸借の解約等【農地法第18条】
- 和解の仲介【農地法第25条】
- 遊休農地の有効利用の指導【農地法第30条】
- 賃借料情報の提供【農地法第52条】



農業経営基盤強化促進法に基づく業務

- 農業経営基盤強化促進基本構想についての意見提出【農業経営基盤強化促進法第6条】
- 農用地利用集積計画作成要請【農業経営基盤強化促進法第13条】
- 農用地利用集積計画の決定【農業経営基盤強化促進法第18条】

農地等の利用関係についてあっせん及び争議の防止に関する業務

農地パトロールに関する業務

農業者年金に関する業務

各種証明に関する業務

全国農業新聞の普及推進に関する業務

意見の公表、建議および諮問に対する答申の業務

【ホームページについてのご案内】

賃借料情報・農地法第3条許可申請書様式・記入マニュアルなど、本ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

【農業者年金加入のお知らせ】

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人一人について準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス「農業者年金」が基本です。国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。ぜひ農業者年金への加入をご検討ください。

【全国農業新聞購読のお知らせ】

農業に関するあらゆる情報・知識が満載の「全国農業新聞」をぜひご購読ください。

毎週金曜日発行 購読料：月600円 年間7,200円

お問い合わせは、農業委員会事務局まで TEL：86-5620